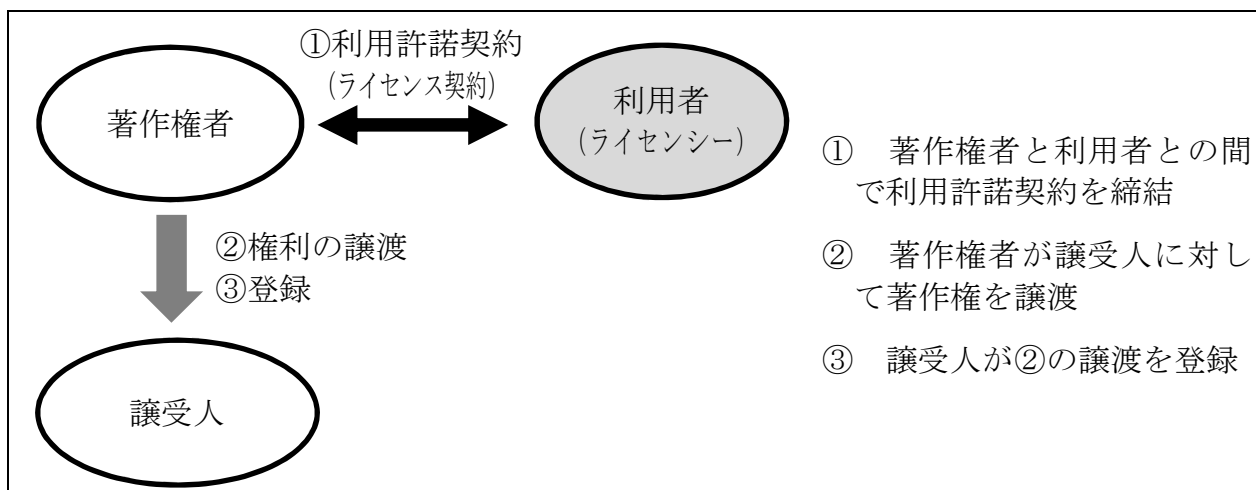


著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度が導入された場合の 具体的事例における利用者の地位に関する整理

以下は、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度が導入された場合に、各事例において、著作権の譲渡について登録を備えた譲受人が、利用者（ライセンサー）に対して著作権侵害に基づく差止請求をした際に、利用者（ライセンサー）が利用許諾に係る権利を対抗することができるかについて整理を行ったものである。

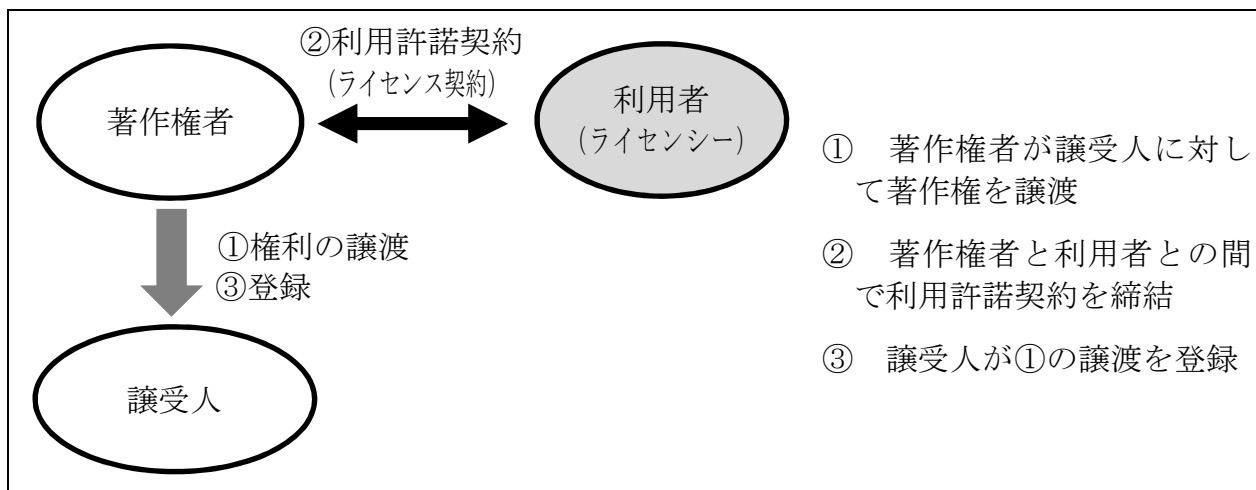
事例 1



上記事例 1 において、利用者（ライセンサー）は、利用許諾権原を有する著作権者から利用許諾を受けており、当該権利を当然に第三者に対して対抗することができる。その利用許諾に係る権利はその後に対抗要件（登録）を具備した第三者である譲受人に対して対抗することができる。

したがって、利用者（ライセンサー）は、譲受人（第三者）に対して、自らの利用許諾に係る権利を対抗することができる。

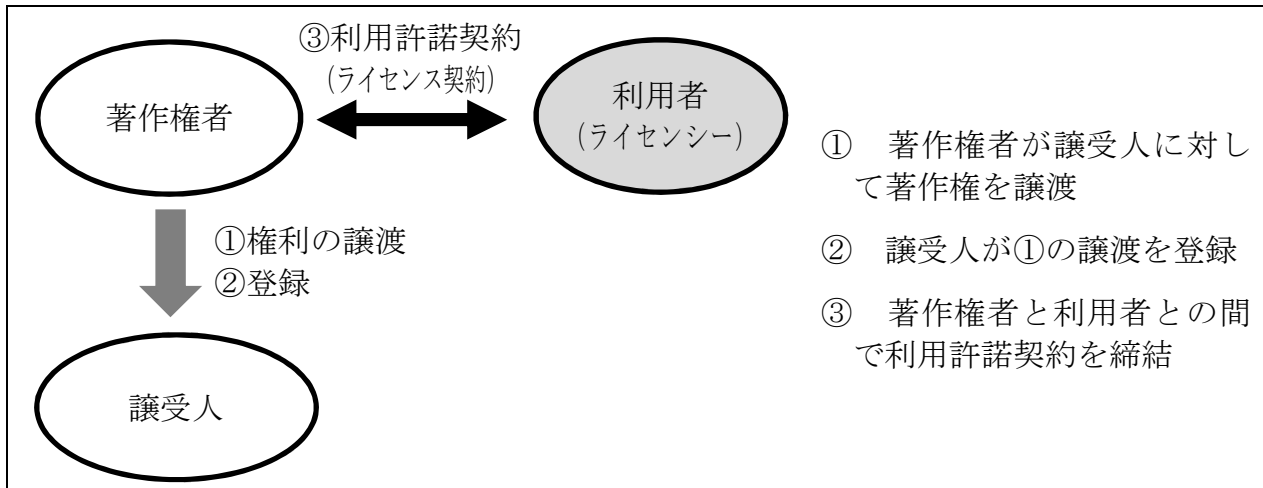
事例 2



上記事例 2 においては、著作権者は、譲受人に対して著作権を譲渡し、その後に著作権者は利用者（ライセンシー）との間で利用許諾契約を締結している。この場合に、譲受人は、著作権の譲渡について、登録の前に対抗要件を備えた第三者である利用者（ライセンシー）に対して対抗することができない。そのため、利用者（ライセンシー）との関係では著作権者が著作権を有していることとなることから、利用者（ライセンシー）は、利用許諾権原を有する著作権者から利用許諾を受けており、その利用許諾に係る権利はその後に対抗要件（登録）を具備した第三者である譲受人に対して対抗することができる。

したがって、利用者（ライセンシー）は、譲受人（第三者）に対して、自らの利用許諾に係る権利を対抗することができる。

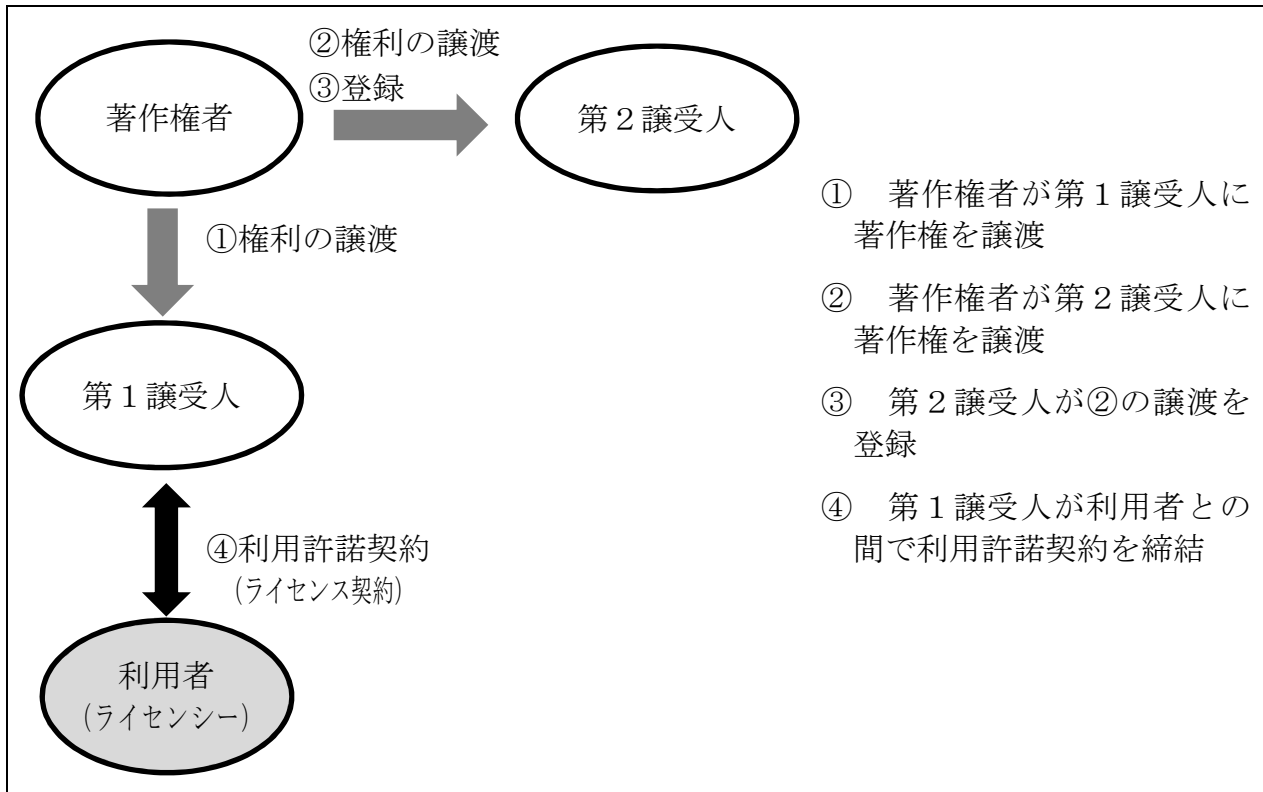
事例 3



上記事例 3 において、利用者（ライセンシー）が利用許諾を受けた時点で、著作権者から譲受人への著作権譲渡の登録がなされており、譲受人に確定的に著作権が移転していることから、著作権者は利用許諾権原を失っており、利用者（ライセンシー）が著作権者から受けた利用許諾は無権利者からの利用許諾ということになる。

したがって、利用者（ライセンシー）は、譲受人（第三者）に対して、その利用許諾に係る権利を主張することができない。

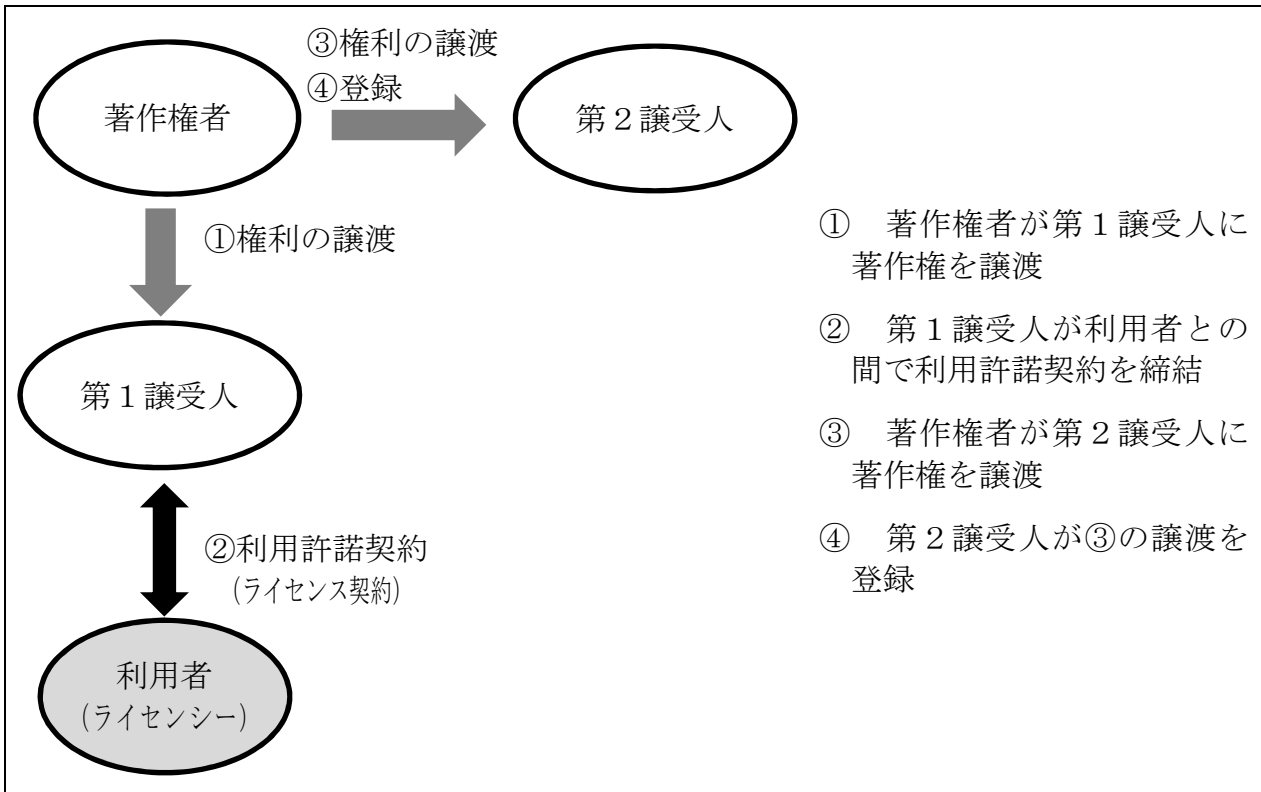
事例 4



上記事例4においては、利用者（ライセンサー）は、著作権者から著作権の譲渡を受けた第1譲受人から利用許諾を受けているが、著作権者から第1譲受人の譲渡については対抗要件が具備されておらず、著作権者から第2譲受人の譲渡について対抗要件が具備されている。そのため、第2譲受人が著作権者から確定的に著作権を取得しており、第1譲受人は著作権者から著作権を取得していなかったことになるから、利用者（ライセンサー）が第1譲受人から受けた利用許諾は、利用許諾権原を有する者からの利用許諾ではないということになる。

したがって、利用者（ライセンサー）が第1譲受人から受けた利用許諾は、無権利者からの利用許諾であり、その許諾に係る権利を第2譲受人に対して主張することができない。

事例5



上記事例5においては、利用者（ライセンシー）は、著作権者から著作権の譲渡を受けた第1譲受人から利用許諾を受けているが、著作権者から第1譲受人の譲渡については対抗要件が具備されて、おらず、著作権者から第2譲受人の譲渡について対抗要件が具備されている。そのため、第2譲受人が著作権者から確定的に著作権を取得しており、第1譲受人は著作権者から著作権を取得していなかったことになるから、利用者（ライセンシー）が第1譲受人から受けた利用許諾は、利用許諾権原を有する者からの利用許諾ではないということになる。

したがって、利用者（ライセンシー）が第1譲受人から受けた利用許諾は、無権利者からの利用許諾であり、その許諾に係る権利を第2譲受人に対して主張することができない。